



認定農業者をめざしませんか？

大山町では、将来における農業経営の発展の目標を明らかにし、規模拡大や経営の合理化などを目指す農業者を「認定農業者」として認定しています。

(平成18年9月30日現在)

141人が認定されています)

「認定農業者」になるためには

将来に向けて農業でがんばっていこうとする計画（「農業経営改善計画」）を関係機関の支援を受けながら、自らが作成し、町の審査会でその計画の認定を受ける必要があります。

【認定農業者】になるための条件

【相談窓口】

大山町地域担い手育成総合支

援協議会事務局

大山支所ふるさと振興課

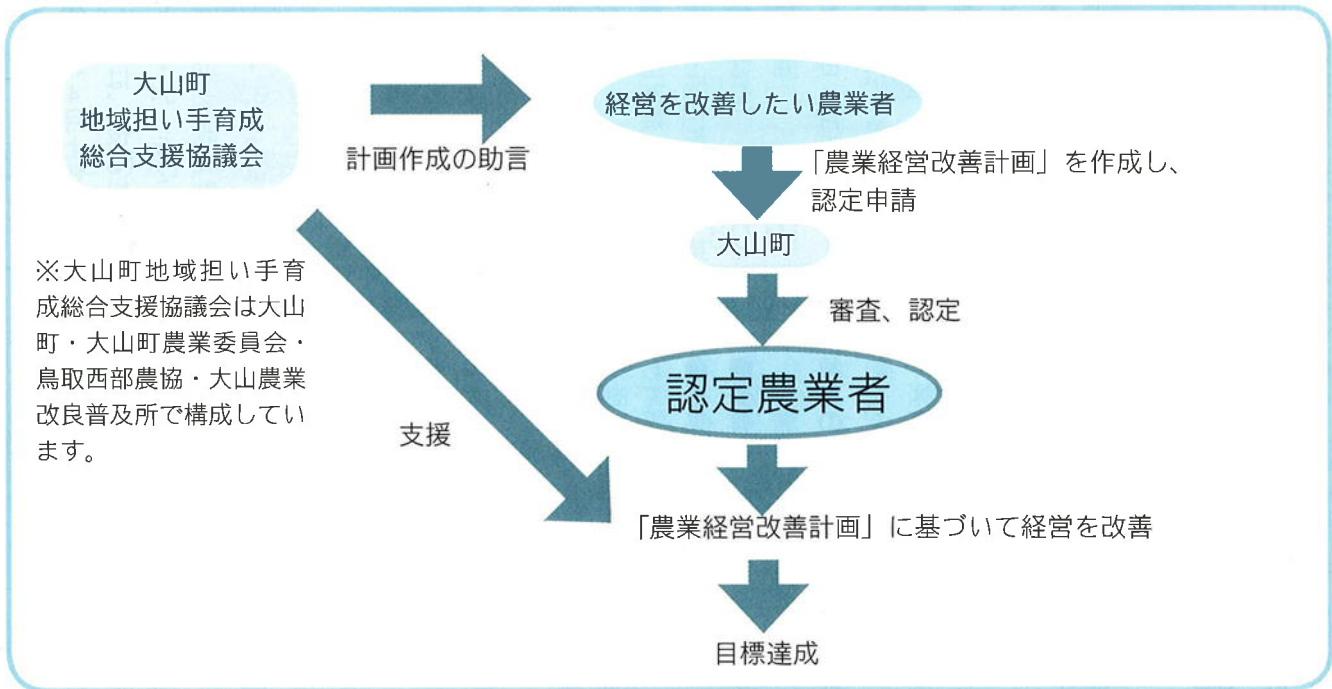
☎ 0858-58-6116

①年間所得目標
350万円程度

②年間労働時間
主たる農業従事者1人当たり1900時間程度

「認定農業者」になるまでの流れは下記図をご覧ください。

「認定農業者」になるまでの流れ



年末調整説明会

米子税務署では、平成18年分給与所得者の「年末調整説明会」を次の日程で開催します。出席される方は、事前に送付する年末調整関係書類をご持参ください。

◆日時 11月17日(金) 13時30分～15時30分

◆会場 13時30分～15時30分

保健福祉センターなわ

(大山町御来屋467)

◆対象者

大山町に所在する源泉徴収義務者(官公庁・個人の青色申告事業者を含む)

◆その他

当日、都合の悪い方は次の日時にも開催します。

・日時

11月21日(火)

13時30分～15時30分

・会場

米子コンベンションセンター
(米子市末広町74)

◆問い合わせ先

米子税務署
☎ 0859-32-4121